令和７年度（令和６年分）申告フローチャート

■あなたは「確定申告」または「住民税申告」が　必要？　不要？

※このチャートはあくまでも目安です。

令和6年分の収入に対する確定申告と町県民税申告が始まります。申告が必要な人は忘れずに申告してください。

▼スタート

令和7年1月1日現在、和水町に住んでいましたか？

- いいえ → 和水町での申告は不要です。
  - ・令和7年1月1日に住んでいた市区町村へ申告して下さい。
- はい → 令和６年中（令和６年１月１日から12月31日まで）に何か収入がありましたか？

令和６年中（令和６年１月１日から12月31日まで）に何か収入がありましたか？

①収入なし

- ・和水町に在住する親族の税法上の扶養になっている → 申告不要
- ・誰の扶養にもなっていない
  ・和水町外に在住する親族の税法上の扶養になっている → 住民税申告

②年金収入のみ

- ・年金収入のみで申告する控除がない → 申告不要
- ・年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）超、400万円以下 → 住民税申告
- ・年金収入のみで400万円を超えている → 確定申告

③給与収入のみ

- ・1ケ所からの給与のみ（年末調整済）
  ※勤務先から「給与支払報告書」の提出がある場合 → 申告不要
- ・年末調整をしていない。内容に変更がある。
  ・医療費控除等の控除を追加する → 確定申告

④年金または給与収入の他にも所得がある

- ・年金収入が400万円を超え、他の収入がある
  - → ・他の収入のみで、20万円を超えている → 住民税申告
  - → 確定申告
- ・2ケ所以上から給与をもらっている → ・年末調整していない給与収入＋給与以外の所得の合計が20万円以上
  - → 住民税申告
  - → 確定申告
- ・給与と他の収入 → ・給与以外の所得が20万円以上
  - → 住民税申告
  - → 確定申告

⑤農業や営業、不動産、個人年金の所得がある

- → 住民税申告
- → 確定申告

⑥遺族年金や障害年金などの非課税収入のみ

- ・和水町に在住する親族の税法上の扶養になっている → 申告不要
- ・誰の扶養にもなっていない
  ・和水町外に在住する親族の税法上の扶養になっている → 住民税申告

以下の人は税務署での確定申告をお願いします。

●青色申告をする人、海外での収入がある人
●住宅借入金等特別控除（初年度）、雑損控除がある人
●**株式等**の譲渡所得、上場株式などの配当所得、先物取引の雑所得、山林所得がある人
●消費税、贈与税、相続税の申告が必要な人